

お達者ご長寿応援事業 登録事業所募集要項

1. 事業の趣旨

奄美市では、高齢者の健康づくりや外出の機会を増やすことにより、生活の活性化をはかり、元気高齢者の増加及び交通弱者救済を目指すため、交通機関等で利用できるお達者ご長寿応援券（以下「応援券」という。）を発行します。

これに伴い、応援券を利用できる事業所を募集します。

2. 応募できる事業所等

(1) 登録できる事業所は、次のいずれかに該当する団体であること。

- ① 九州運輸局の許可又は登録を行っている旅客自動車運送事業者
- ② 奄美市が認める福祉有償運送事業所
- ③ 高齢者が運動・入浴等で利用する健康増進及び外出機会の増加に寄与する事業を行う者
- ④ その他市長が必要と認めるもの

(2) 対象とならない団体

- ① 宗教活動や政治活動を目的とする団体
- ② 特定の公職者（候補者を含む）又は、政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
- ③ 暴力団又は、暴力団やその構成員の統制下にある団体
- ④ その他本事業の要綱の趣旨にそぐわないと市が判断したもの

3. 応援券利用時

応援券は一枚につき 100 円とし、現金による釣銭は発生しません。

4. 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

随時受付。

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで郵送又は持参してください。

※ファックスや電子メールでの応募は受付できません。

(3) 応募書類

- ① 事業登録申請書（様式第 1 号）
- ② 事業所の概要及び事業内容がわかる書類（任意様式）
例：パンフレット、チラシ等
- ③ 高齢者の身体的な健康増進につながる理由書（任意様式）
- ④ 登記事項証明書 ※法人の場合
- ⑤ 直近の決算書

(4) 応募先

〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

名瀬総合支所高齢者福祉課 お達者ご長寿応援事業担当宛

5. 登録結果と登録後の手続き

(1) 登録結果

応募いただいた事業所に対して登録結果を通知します。

※登録の可否に係らず，登録結果に対する質問等は受付できません。

(2) 協定の締結

登録された団体は，後日奄美市と本事業に係る協定書を締結します。

(3) 請求方法

登録された事業所は，使用された応援券をまとめ，請求書に添付して翌月 10 日までに奄美市へ提出してください。

6. 情報公開・情報提供

登録された事業所は応募事業所名，事業内容等について，奄美市のホームページ等で公開すると共に，発券時に利用者へ周知いたします。応募の際は，あらかじめご了承ください。

7. 応募書類の配布窓口及びお問い合わせ先

① 名瀬総合支所 高齢者福祉課高齢者福祉係

T E L 0997-52-1111 (内線 5030)

② 住用総合支所 市民福祉課

T E L 0997-69-1111 (内線 2320)

③ 笠利総合支所 いきいき健康課

T E L 0997-63-2299